

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年6月12日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人きょうと介護保険にかかわる会

### (2) 代表者の氏名

梶 宏

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区壬生賀陽御所町3番地20賀陽コーポラス809号

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、「保険者」「利用者（利用者となる可能性のあるものを含む—以下同じ）」「総ての介護サービスに関連する事業者」三者の間に「架け橋」をかける市民オンブズマン活動を行い、「利用者」の基本的な人権擁護と自己決定能力向上を図り、「サービス事業者」が提供するサービスの質の向上を求めることによる事業者の事業発展を求め、更に「保険者」の事務の簡素化を期待し、この制度の安定的発展とそれによる高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成26年6月2日

(文化市民局地域自治推進室)